

岐阜県規則第六十九号

岐阜県建設発生土処理対策調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県建設発生土処理対策調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、県が発注する建設工事（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部の所管に属するものに限る。）において生じる、環境基準を超える有害物質を含む建設発生土の処理等に関する事項を調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員長は委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同日までとする。